

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給について

平素から当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記「新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給について」の取扱いにつきまして、下記のとおりお知らせいたします。

■支給可能な場合

- ①被保険者が業務災害以外の理由により新型コロナウイルス感染症に感染している場合
- ②被保険者には自覚症状はないものの、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合
- ③被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていたが、休職して4日目に医療機関に受診し、新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾病に罹患しているため労務不能と判断された場合

※やむを得ない理由により、医師の意見書等を添付できない場合には、「就労状況等証明書（事業主）」

「療養状況申立書（被保険者）」を添付してください。

●就労状況等証明書（事業主）

●療養状況申立書（被保険者）

■支給できない場合

- ①事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染したものが発生したこと等により、事業所全体が休業し、労務を行っていない期間
- ②被保険者本人には自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の事由において、本人が休暇を取得した場合